

令和 2 年 5 月 1 日

保護者 各位

霧 島 市 長
霧島市教育委員会教育長

臨時休業期間終了後の市立小・中学校の対応について（依頼）

惜春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のことと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の一環としまして、市立の小・中学校は、県知事からの要請を受け、4月23日（木）から5月6日（水）までの期間、臨時休業としております。

については、臨時休業期間終了後の令和2年5月7日（木）と8日（金）の両日について、下記のように対応することといたしましたので、御理解の上、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 令和2年5月7日（木）・8日（金）の対応について

- (1) 児童生徒は、通常どおり授業の準備をして登校させてください。
- (2) 給食がありますので、必要な準備をしてください。
- (3) 新型コロナウイルス感染予防のため、欠席させる場合は、出席停止扱いとしますの
で、学校へ必ず連絡してください。

なお、次の児童生徒は、登校させないでください。

ア 県外から帰省したり、県外を訪れたりするなど、本人、家族及びその関係者に感染又は感染の恐れのある人がいる児童生徒

イ 本人、家族等に発熱等の風邪の症状がある児童生徒

- (4) 家庭においても、感染症対策について、引き続き徹底した取組をお願いします。

2 令和2年5月9日（土）以降の対応について

- (1) 令和2年5月7日（木）に改めて学校から連絡いたします。
- (2) 緊急事態宣言の状況等により、学校の再開、休業期間の延長などの対応が考えられますので、家庭においても、必要な準備等家族で確認をお願いいたします。